# 広 瀬 会 会 則

# 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は「広瀬会」とする。

(目 的)

- 第2条 本会の目的は次の各号の通りとする。
  - (1) 会員相互の親睦を図る。
  - (2) 仙台一高野球部に援助並びに寄付行為を行う。
  - (3) 仙台一高野球部監督を学校に対して推薦する。

(会 員)

- 第3条 本会の会員の資格は次の各号の通りとする。
  - (1) 仙台第一中学校野球部出身者。
  - (2) 仙台第一高等学校野球部出身者。
  - (3) 卒業時、野球部に籍をおかなかった者で、常任幹事会で認められた者。

(顧問及び名誉会員等)

- 第4条 本会は常任幹事会の決定にもとづいて、顧問及び名誉会員を置くことが出来る。
  - (1) 顧問及び名誉会員は、本会に対し助言、指導をする。
  - (2) 会長は必要に応じ、顧問、名誉会員を招集することができる。

(役員)

- 第5条 本会の役員は次の通りとする。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 常任幹事 若干名
  - (4) 監事 2名
  - (5) 事務局長 1名

(役員の選出)

第6条 役員は総会において会員の中から選出する。任期は2年とする。

第 2 章 総 会

(総会の開催)

第7条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は原則として毎年2月に、臨時総会は 必要に応じて会長が招集し開催する。 (総会の議長)

第8条 総会の議長は総会出席者の中から選定する。ただし、議長が選出されるまでは会長 が仮議長として総会を執行する。

(総会の議決)

第9条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(付議事項)

- 第10条 総会の付議事項は次の通りとする。
  - (1) 特別会員、名誉会員の承認
  - (2) 監督の推薦
  - (3) 役員の選任
  - (4) 顧問の承認
  - (5) 事業計画及び収支予算の承認
  - (6) 毎年度の事業報告及び収支決算の承認
  - (7) 会則変更の承認
  - (8) その他の重要事項

第 3 章 常 任 幹 事 会

(常任幹事会の構成)

第11条 常任幹事会は、第4条に定められた顧問及び第5条に定められた役員によって構成する。

(常任幹事会の開催)

第12条 常任幹事会は通常総会、臨時総会前及び必要に応じて会長が招集し、開催する。

(常任幹事会の議決)

第13条 常任幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(常任幹事会の運営)

- 第14条 常任幹事会は次に掲げる事項を審議する。
  - (1)総会に提出する議案。
  - (2) 幹事長、副幹事長、広報部長、事業部長の選出。
  - (3) その他本会運営に関する重要事項。

第 4 章 学年幹事

(学年幹事の構成)

第15条 学年幹事は原則として各学年によって選任された代表1名によって構成する。

(学年幹事の役割)

第16条 学年幹事の役割は、当該学年会員の取りまとめをする。

### (学年幹事会の開催)

第17条 学年幹事会は必要に応じて会長が招集、開催し、情報交換をする。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

# (会 費)

第19条 本会の年会費は、社会人10,000円、学生3,000円とする。ただし、高校 卒業後10年未満及び満70歳以上の社会人は5,000円とする。

### (会計事務)

第20条 会計事務は事務局が行う。

## (会計の承認)

第21条 会計の予算、決算については監事の監査を受け、総会に報告し承認を受けるものとする。

付 則

- 1 本会の事務局は事務局長宅におく。
- 2 この会則は、平成23年2月20日から施行する。

# 広瀬会の慶弔に関する基準

### 1 目的

この基準は、広瀬会会員の慶弔について定める。

### 2 電報

会員が死亡した場合は、「弔電」を送る。

### 3 供花

- (1) 会員の中で、次の職にあった者が死亡した場合は、生花を供える。
  - イ 会長、幹事長、事務局長
  - 口 仙台第一高等学校硬式野球部監督
  - ハ 仙台第一高等学校野球部後援会会長
- (2) 前項以外の会員並びに関係者で、当会の発展に多大の貢献をした者については、その都度、広瀬会会長が決定する。

### 4 その他

会員並びに関係者で、当会の発展に多大の貢献をした者の慶事について、祝儀等の 贈呈はその都度、広瀬会会長が決定する。

付 則

この基準は、平成22年2月21日から施行する。